

東日本大学OB・OG囲碁会・会則

<第1章> 総 則

(名称)

第1条 この会は東日本大学OB・OG囲碁会と称する。

(本部)

第2条 この会の本部を会長宅に置く。また別途定める事務局を連絡場所とする。

<第2章> 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、会員相互間及び現役学生囲碁部（愛好会）ないし他の諸団体との交流、親睦をはかり、棋力の向上と囲碁の普及発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため次号に掲げる事業を行う。

- (1)年1回以上会員が一堂に会する競技大会の開催。
- (2)会員相互間、現役学生囲碁部（愛好会）あるいは他の諸団体との交流会の開催等。
- (3)その他前条の目的を達成するための活動等。

<第3章> 会員及び役員等

(会員)

第5条 この会の会員は東日本の各大学、短期大学のOB・OGで組織する囲碁愛好団体で、この会の目的に賛同するものとし、代表者を登録するものとする。
会員を正会員と準会員とに区分し、第15条「議決権」及び第20条「会費」のとおりとする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名以内
会計	1名
監査	1名
幹事長	1名
副幹事長	1名
幹事	若干名

(役員の選任)

第7条 この会の役員は、正会員のうち第5条により登録された者から会員総会において選任し、その職務は役員会において決定する。

(役員の職務)

第8条 各役員の職務は次のとおりとする。

- (1)会長は、会を代表し会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐する。
- (3)会計は、会の会計事務を行う。
- (4)監査は、会の会計事務を監査する。
- (5)幹事長は、幹事をまとめ、行事の運営にあたる。
- (6)副幹事長は、幹事長を補佐する。
- (7)幹事は、会の行事の実行にあたる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(相談役、顧問)

第10条 この会に相談役、顧問を置くことができる。相談役、顧問は会長の推挙により会員総会にはかり、これを決定する。

<第4章> 会員総会

(総会)

第11条 会員総会の開催は次のとおりとする。

- (1)通常会員総会は年1回これを開催する。
- (2)臨時会員総会は会長がこれを必要と認めたとき開催する。

(総会の招集)

第12条 会員総会は会長がこれを招集する。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は会長または副会長がこれにあたる。

(総会に付議する事項)

第14条 会員総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1)役員の選任
- (2)行事計画と収支予算
- (3)行事報告と収支決算
- (4)会則、細則の改廃
- (5)会の解散
- (6)その他必要な事項

(議決権)

第15条 正会員各1票とし、準会員はこれを持たない。

(議決の方法)

第16条 会議の議決は、議決権者の半数以上が出席し、その過半数をもって決する。(委任状をもってこれに代えることができる)可否同数のときは議長がこれを決する。

<第5章> 役員会

(役員会)

第17条 役員会は必要に応じて開催する。

(役員会に付議する事項)

第18条 役員会では次の事項を審議決定し、総会の議決に基づいて
本会の運営、事業の推進にあたる。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会より委任されたこと
- (3) その他運営に必要な事項

<第6章> 会費及び会計年度

(運営費)

第19条 この会の運営費は会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第20条 会費は会員より徴収し、正会員は年10,000円、準会員は
3,000円とする。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日
に終わる。

(会費の返還)

第22条 既納の会費は返還しない。

<第7章> 付 則

第23条 この会則に基づき、別途細則を定める。

第24条 この会則は平成4年5月27日から施行する。

第25条 慶事あるいは弔事に際しては、役員会の決定により慶弔の意を表すもの
とする。

(平成6年5月16日改正)

(平成10年6月19日改正)

(平成12年4月18日改正)

(平成14年4月16日改正)

(平成15年4月21日改正)

(平成22年4月12日改正)

(令和2年5月5日改正)

東日本大学OB・OG団体会・細則

- 第1条 会則第2条に定める事務局を財団法人日本棋院に置く。
- 第2条 会則第4条1号に定める大会への参加を、非会員も認めるが、会員を正会員・準会員の順で優先する。
- 第3条 前条の大会に、正会員・準会員・非会員に係わらず団体戦事務局の了承を得て合同チームとして参加できる。
- 第4条 会則第5条の会員として、複数校が合同で一団体として加入することを認める。
- 第5条 役員に事故ありたる時は、後任者を総会または臨時総会で決定する。その間は、他の役員が代行する。

慶弔に関する新規定

慶弔に関する当会の会則第7章<付則>第25条の規定に従い、死亡弔慰金は平成27年3月16日の役員会での決定に基づき、向後下記の通りとする。

1. 対象を当会の会長、副会長、及びその経験者とし、その死去に際しては金三万円を香典料とする。
2. 但し例外的に弔慰金が必要と思われる弔事ある場合は、当会会長と副会長が協議し最終判断は会長に委ねる。
3. 実施時期は平成27年4月1日からとする。